島根県障がい者スポーツ指導者協議会会則

第１章　総　則

(名称)

第1条　この協議会は、島根県障がい者スポーツ指導者協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条　この協議会は、ノーマライゼーションの理念とリハビリテーションの考えをもとに、障がい者スポーツの振興に寄与し、障がい者の社会参加とQOL(生活の質)の向上に貢献することを目的とする。

(事務局)

第３条　この協議会は事務局を会長指定の場所に置く。

(事業)

第4条　この協議会は、第２条の目的を達成するために、次の活動に取り組む。

1)　会員相互の親睦および地域との情報交換
2)　会員の資質向上のため、研修会の開催
3)　障がい者スポーツに関する情報収集と広報活動
4)　協会、地域、関係団体等が実施する事業への参加
5)　その他、第２条の目的達成に必要な事業

第２章　組　織

(会員)

第5条　この協議会は、次の会員をもって組織する。

1)　島根県に在住・勤務・または活動している者で、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会認定の障がい者スボーツ指導員
2)　島根県に在住・勤務・またスポーツ協会(以下「協会」という。)の養成研修会修了者
3)　障がい者スボーツに造けいが深く、熱意のある者
4)　この協議会の常任幹事会で認めた者
5)　会員は会費を納めなければならない。３年間未納の場合、休会とし総会等の議決権を失効する。ただし、休会中に未納分を納入した場合は、復会とする。また５年間未納の場合は、除籍とする。会費入金期限は、毎年12月末日までとする。

第３章　部局

(常任幹事)

第6条　この協議会を運営するために会長１名、副会長１名と次の部局を置き、各部局の代表は常任幹事とする。

1)　総務部(事務局、会計局、広報局)
2)　地域普及部
3)　強化・メディカル部
4)　監事　３名以内

(選任)
第7条　常任幹事は、総会において会員の中より選任する。

(任期)
第8条　常任幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
(職務)
第9条　会長、副会長、および部局の職務は、次のとおりとする。
1)　会長は、この協議会を代表し、業務を総括する。
2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3)　総務部は協議会の総務を司り、事務局、会計、広報担当を置く。
4)　地域普及部は地域スポーツ活動、障がい者スポーツの啓発・研修、若手選手の発掘、指導者の養成等、普及に関する業務を司る。
5)　強化・メディカル部は競技規則、クラス分け、選手の強化・育成・指導、ボディケア、コンディショニング等に関する業務を司る。
6)　監事は会計及び事業監査を司る。
7)その他、部会の運営に必要な事項は、各部において決定する。

第４章　運　営
(総会)
第10条　会員相互の連帯と円滑な運営を図るために総会を設ける。
1)　総会は、第2条の目的達成に必要な事項について、審議・決定する。
2)　総会は、必要に応じて会長が招集し、会員の中から議長を選出する。
3)　総会は、会員の３分の１(委任状を含む)の出席をもって成立することとする。
4)　総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(常任幹事会)
常任幹事会は、会長、副会長、各部局で活動する会員で構成し、次の事項に審議する。
1)　常任幹事会は、総会から委任された事項及び緊急を要する事項について審議・決定する。
2)　常任幹事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
3)　常任幹事会の議事は、役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第５章　会　計
(会計)
第12条　この協議会の会計は、ブロック運営費、協会補助金、会費、その他の収入をもって充てる。
(会費)
第13条　この協議会の会員の会費は、年間1,000円とする。
(役員行動費支給)

第14条　別紙細則の規定により、役員行動費を支給する。
（中級・上級障がい者スポーツ指導者養成講習会受講助成金の支給）
第15条　別紙細則の規定により、中級・上級障がい者スポーツ指導者養成講習会受講者に対して助成金を支給する。

第６章　補　則

(附則)
この会則は、平成12年4月1日より施行する。
この会則は、平成16年5月30日より施行する。
この会則は、平成17年4月1日より施行する。
この会則は、平成18年4月1日より施行する。
この会則は、平成20年6月29日より施行する。
この会則は、平成26年6月1日より施行する。
この会則、及び細則は、平成28年6月5日より施行する。
この会則は、令和2年6月1日より施行する。

細　則

役員行動費規定

１）　役員会、島根県障がい者スポーツ大会、及び地域活動に対する会員の派遣に行動旅費（実費）を支給する。
２）行動旅費（実費）支給の計算は、『¥10×自宅から会場までの往復距離(ｋｍ)』とする。
３）自宅から会場までの距離(ｋｍ)は自己申告とする。
４）　大会や研修会、会議等の準備の都合で宿泊が必要と認めた場合、一泊¥5,000を上限として宿泊費を支給する。

中級・上級障がい者スポーツ指導者養成講習会派遣助成金支給規定

（目　的）　１）島根県の障がい者スポーツ、及び指導者協議会の振興のため
２）障がい者スポーツ指導者のレベル向上のため
３）中級・上級障がい者スポーツ指導者の養成、普及を図るため

（対象者）　１）各地区からの推薦を受け、今後活躍を期待できる者。
２）常任幹事会で推薦し、今後活躍を期待できる者。
３）上記1)、2)の対象者は当協議会会員歴1年以上で、会費納入、且つ当協議会の事業に参加実績のある者とする。

（助成額）　１）各養成講習会の受講費の半額程度とする。（最高額¥20,000）